

富津産業廃棄物最終処分場 放流水水質検査結果（令和 3年 2月分・令和 3年 3月分）

採取場所：水質監視槽出口

検査項目、分析項目		単 位	検査結果		排水基準※1	
			2月分	3月分		
採 取 年 月 日	採 取 結 果 確 定 日	(令和.年.月)	03.02.12	03.03.01		
		(令和.年.月)	03.03.12	03.03.25		
水 質 検 査 結 果	有 害 物	1 カドミウム及びその化合物	(mg/L)	< 0.001	< 0.001	0.01以下
		2 シアン化合物	(mg/L)	< 0.1	< 0.1	検出されないこと
		3 有機燐化合物	(mg/L)	< 0.1	< 0.1	検出されないこと
		4 鉛及びその化合物	(mg/L)	< 0.01	< 0.01	0.1以下
		5 六価クロム化合物	(mg/L)	< 0.005	< 0.005	0.05以下
		6 砒素及びその化合物	(mg/L)	< 0.005	< 0.005	0.05以下
	害 物	7 総水銀 ※2	(mg/L)	< 0.0003	< 0.0003	0.0005以下
		8 アルキル水銀	(mg/L)	< 0.0003	< 0.0003	検出されないこと
		9 PCB	(mg/L)	< 0.0005	< 0.0005	検出されないこと
		10 トリクロロエチレン	(mg/L)	< 0.01	< 0.01	0.1以下
		11 テトラクロロエチレン	(mg/L)	< 0.01	< 0.01	0.1以下
		12 ジクロロメタン	(mg/L)	< 0.02	< 0.02	0.2以下
		13 四塩化炭素	(mg/L)	< 0.002	< 0.002	0.02以下
		14 1,2-ジクロロエタン	(mg/L)	< 0.004	< 0.004	0.04以下
		15 1,1-ジクロロエチレン	(mg/L)	< 0.1	< 0.1	1以下
		16 シス-1,2-ジクロロエチレン	(mg/L)	< 0.04	< 0.04	0.4以下
		17 1,1,1-トリクロロエタン	(mg/L)	< 0.3	< 0.3	3以下
		質 物	18 1,1,2-トリクロロエタン	(mg/L)	< 0.006	< 0.006
	19 1,3-ジクロロプロペン		(mg/L)	< 0.002	< 0.002	0.02以下
	20 チウラム		(mg/L)	< 0.006	< 0.006	0.06以下
	21 シマジン		(mg/L)	< 0.003	< 0.003	0.03以下
	22 チオベンカルブ		(mg/L)	< 0.02	< 0.02	0.2以下
	23 ベンゼン		(mg/L)	< 0.01	< 0.01	0.1以下
	24 セレン及びその化合物		(mg/L)	< 0.01	< 0.01	0.1以下
	25 ほう素及びその化合物		(mg/L)	2.5	2.5	230以下
	26 ふっ素及びその化合物		(mg/L)	2.8	2.3	15以下
	27 アンモニア等化合物 ※3		(mg/L)	4.7	4.7	100以下
	査 係	28 1,4-ジオキサン	(mg/L)	< 0.05	< 0.05	0.5以下
— ダイオキシン類 ※4		(pg-TEQ/L)	0.0040		10以下 ※5	
1 水素イオン濃度指数		(—)	6.8	7.3	5.0～9.0	
結 果	有 害 物	2 生物化学的酸素要求量	(mg/L)	< 1	2	10以下 ※6
		3 化学的酸素要求量	(mg/L)	7.3	7.2	10以下
		4 浮遊物質量	(mg/L)	< 2	< 2	20以下
	質 物	5 鉱油類含有量	(mg/L)	< 2	< 2	2以下
		6 動植物油脂類含有量	(mg/L)	< 0.05	< 0.05	0.5以下
		7 フェノール類含有量	(mg/L)	< 0.05	< 0.05	0.5以下
		8 銅含有量	(mg/L)	< 0.05	< 0.05	1以下
		9 亜鉛含有量	(mg/L)	< 0.05	< 0.05	1以下
		10 溶解性鉄含有量	(mg/L)	< 0.05	< 0.05	1以下
		11 溶解性マンガン含有量	(mg/L)	< 0.05	< 0.05	1以下
		12 クロム含有量	(mg/L)	< 0.05	< 0.05	0.5以下
		13 大腸菌群数	(個/cm ³)	< 300	< 300	3000以下
		14 窒素含有量	(mg/L)	6.2	5.6	60以下
		15 燐含有量	(mg/L)	0.05	0.06	8以下

※1 「千葉県廃棄物処理施設の設置及び維持管理に関する指導要綱」における放流水の排水基準です。

※2 「水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物」の略です。

※3 「アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物」の略です。

※4 検査試料採取日「令和 3年 1月15日」、検査結果確定日「令和 3年 3月15日」のものです。

※5 「ダイオキシン類対策特別措置法」に基づく廃棄物の最終処分場の維持管理の基準を定める省令（平12 総・厚3）「維持管理の基準」に定める排水基準値です。

※6 当処分場は、海域放流のためBODの基準について適用外です。